

ライン川流域における近代国家の成立

平 島 健 司

論文要旨

現代のデモクラシーにおいて一つの固有な類型を構成する「団体主義的な交渉デモクラシー」は、神聖ローマ帝国の歴史的経験に由来するといわれる。本論文は、その神聖ローマ帝国が解体した後のライン川の流域に着目し、そこでナポレオン支配から強い影響を受けたオランダのバタヴィア共和国（とそれに続いて衛星国に転換されたオランダ王国）、ナッサウ公国、バーデン大公国を相互に比較しつつ、神聖ローマ帝国で編み出された紛争解決のルール（ウェストファリア条約）が近代へと受け渡された手掛かりを探る。これらの国々は、後の国民国家に直結はしなかったものの、まさにこれらの立憲国家を土台としてエリートが近代化政策を推進し始めたからである。

Constituting a unique type of the contemporary democracy, the corporate “democracy of negotiations” has been argued to originate from the historical experiences of the “Holy Roman Empire”. The article focuses on the Rhein region, which was strongly influenced by the French Revolution and the subsequent Napoleon’s dominance after the Empire’s dissolution. The Netherlands (the Batavian Republic together with its successor, the Kingdom of Holland) , the Duchy of Nassau, and the Grand Duchy of Baden are compared, searching for hints to investigate how the pre-modern peace formular was transmitted to the modern politics. Being no precursors to the nation states, it was exactly within these territorially established constitutional states that political elites began forging modern institutions by means of modernization policies.

キーワード

団体主義的な交渉デモクラシー、ヨーロッパの概念地図、近代化政策、領域、立憲国家
Corporate democracy of negotiations, Conceptual Map of Europe, modernization policy, territories, constitutional state

I. 交渉デモクラシーとライン川流域

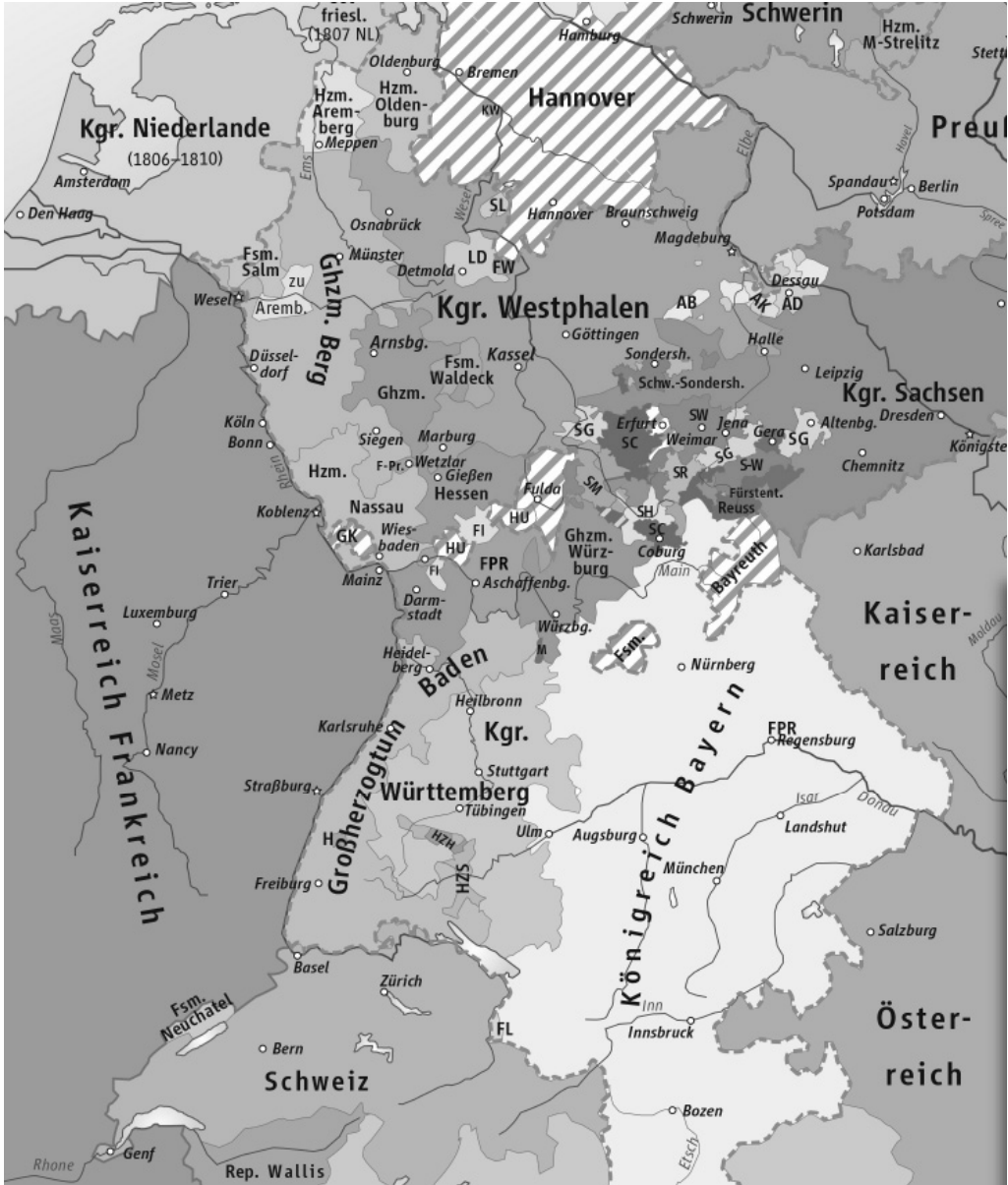
かつて、ドイツの政治学者レームブルッフは、スイスとオーストリア、ドイツに加え、オランダとベルギーを含む国家群に共通して形成されたデモクラシーを固有の一類型として提示した。そして彼は、この「独特の」類型が生まれた歴史的な起源を、ウェストファリア条約を締結した神聖ローマ帝国に求め、その跡地に位置するこれらの「西中欧」諸国に「団体主義的な交渉デモクラシー」が成立した、と論じた（Lehmbruch 1996）。¹

800年以上に及びヨーロッパの中央部に君臨した神聖ローマ帝国は、19世紀初頭、フランス皇帝に即位したナポレオンの圧力に屈し、その長い歴史に幕を下ろした。² フランスが列強に対する戦線を拡張する中、プロイセンやオーストリアは帝国を守ることに能わず、ヨーロッパの東へと後退した。プロイセンは、手痛い敗北を喫した後（1806年）、革命戦争を好機として得たばかりのポーランドの分割地のみならず、エルベ川以西の領土をも喪失した。また、帝国の最後の皇帝であったフランツ2世は、オーストリア皇帝フランツ1世と名乗った上で神聖ローマ帝国の皇位から退くことになった。

一方、フランスは、ライン川を「自然国境」と唱えて左岸のラインラントを早々と手中に収め、その右岸では後にナポレオンがベルク大公国を最初の衛星国として樹立した。さらにライン川の中流域では、ナッサウとヘッセン・ダルムシュタットが新たな領土を獲得し、バーデンは川沿いに伸びた「中規模国家」たる大公国にまで拡張した。これらに加え、バイエルン王国やヴェルテンベルク王国などの諸国が「保護者」ナポレオンとの軍事的提携を目的とする「ライン同盟」に加盟したことが、神聖ローマ帝国を解体へと追いやる最後の一撃となった。ナポレオンは、フランスによるラインラント領有の代償として、マインツを除く全ての聖界諸侯からその領域を奪い（「世俗化 Säkularisation」）、帝国に直属した帝国都市や小諸侯などの断片的所領をとりつぶし（「陪臣化 Mediatisierung」）、それらの領土を大中の領邦に集約したのである。

1 平島（2020）を参照。なお、大革命の前後からウィーン会議に至る時期におけるライン流域諸国全体の歴史については、ドイツにおけるナポレオン法典の導入に関するモノグラフ（Fehrenbach 1983）を土台としたフェーレンバハ（Fehrenbach 2008）、ナポレオン帝国についてのエリスとヴンダー（エリス 2008; Wunder 2001）、身分制社会から市民社会への転換の観点からのガル（Gall 1993）、大革命とナポレオン支配との関連の文脈における啓蒙絶対主義の動向などについてのデーメル（Demel 1993）、以上の概説書などを主として参照した。

2 カール（シャルルマーニュ）は、神聖ローマ帝国の冠を800年に教皇から授けられたが、「フランク帝国」と呼ばれたその版図が三分し、その中の東の部分支配したオットー1世が戴冠したのは962年であった。後者もまた、神聖ローマ帝国誕生の年とされる所以だが、「神聖ローマ帝国」という呼称の定着を13世紀半ばとする指摘もある（ウィルスン 2005, 28f.）。



出典：https://de.wikipedia.org/wiki/Rheinbund#/media/Datei:Rheinbund_1806_political_map.png

ライン川が北海に流れ込む河口の周辺には、かつてウェストファリア条約が締結された際に帝国からの独立を果たした連合諸州があり、その南西には、帝国に直属するリエージュ司教領を囲む、ハプスブルク家領有の「オーストリア・ネーデルラント」の諸州が接していた。フランス革命に先んじ、オーストリアに対して反旗を翻した後者の地域（ベルギー）は早期にフランスに併合された。また、総督の専横を批判する愛国者が、これもフランス革命の勃発以前に運動を起こしていたオランダでも、フランス革命軍の侵攻を後ろ

盾として最初の「姉妹共和国」が樹立されたものの、皇帝ナポレオンによって衛星国に転換され、さらにその後には大陸封鎖を徹底するためにフランス帝国に併合された。

一方、ライン川の上流に目を転ずれば、同じく大革命以前から各地の反乱に直面していた誓約同盟があった。ウェストファリア条約の締結時に帝国からの分離を承認された誓約同盟は、宗派的対立を条約と同様のルールを編み出して解決していた。同盟がコントロールする交通の要衝はフランスにとっても戦略的に重要であり、総裁政府は、各カントンの寡頭的な支配体制を批判し、従属的な地位にあったカントンの自立を求める同盟内部の動きに乗じて軍事的介入に及び、誓約同盟全体を「ヘルヴェティア共和国」へと転換させた（1798年）。しかし、「姉妹共和国」の集権的国家モデルが各地に不協和音を生み出すと、ナポレオンはスイス全体の安定を優先し、相対立する集権派と連邦派の間の調停に乗り出し、各カントンの支配体制を復旧させつつ同盟を再締結させた（1803年）。

このようにライン川の沿岸域は、神聖ローマ帝国が解体へと至った主舞台となっただけではなく、征服を果たしたナポレオンがフランスの諸制度を移植しようと試みた地域でもあった。したがって、同地域は、神聖ローマ帝国において生まれた紛争解決のルールが、どのようにして近代以降に受け継がれたのかを探求する上で、手掛かりの一端を提供するはずである。本稿では、ウィーン会議後のこの地域にスイスを除いて「立憲国家」が成立した点に着目し、共通して集権的国家機構の構築を進め、成文憲法を制定したこれらの「立憲国家」が、後の「団体主義的な交渉デモクラシー」に残した遺産について考察する糸口を探し出すことにしたい。

Ⅱ. 「都市ベルト」と近代国家の形成

戦後の西欧各国における政治を、国家と国民の形成の歴史を遡りつつ西欧の地理的広がりの中に位置づけようとした著名な試みに、ノルウェー出身のロッキン（Stein Rokkan）による「概念地図」（A Conceptual Map of Europe）がある。近代化を社会がそれ自体の存続のために構造を分化させるプロセスとして捉える社会学のモデルから概念を借用し、西ローマ帝国が崩壊して以降戦後に至るまでの歴史を、いくつかの前提条件から出発して時代ごとに変化が加わる段階として単純化し、それらを積み重ねたヴァリエーションを西ヨーロッパの平面地図の上に投影したものである。すなわち、地中海から北に向かって都市がネットワークを織りなした「交易ベルト」を南北の中軸に据えると、大西洋に向かう西側の地域では都市の繁栄を土台にして国家が形成されたのに対し、内陸に向かう東側では都市の発達が悪かったにもかかわらず強力な国家が形成された。そこでは、国家形成の

ための資源が、一方の貨幣を媒体とする活動か、あるいは他方の農作物ないし賦役のいずれから主として調達されたか、という違いがあった。また、この中央の都市のベルトに沿って南に下れば、ローマ教会がカトリック普遍世界の中心として影響力を保ち続けたのに対し、北方では宗教改革以降に置かれた国教会が、ラテン語に代わり各地に土着する方言を媒体として国民のアイデンティティを培養していった (Flora 1999, 142, Figure 13)。このように、いわば「都市」と「アルファベット」が形成されるべき国家と国民に多様性をもたらした後に、農村部の土地所有関係や教会が結ぶ政治的同盟の帰趨が大衆の政治的動員のあり方を規定した、とロッキンは論じたのである (*ibid.* 145f.)。

ロッキンがその名を後に残したのは、とりわけこの「概念地図」を用いて彼が指摘した大きなパラドックスによってである。地中海からアルプス山脈の両端を抜け、ライン川とドナウ川に沿って北に伸びる交易ルートたる「都市ベルト」においては領域を一円的に支配する国家が形成されにくかったのに対し、フランスやイングランド、北欧、スペインなど、このベルト地帯から離れたところでこそ最も早期に国家が効果的に形成された、という主張である (*ibid.*)。このパラドックスについてロッキンが言うところをさらに敷衍しよう。すなわち、かつてはヨーロッパの心臓部 (heartland) に位置し、多くの都市や小国家がひしめいた「都市ベルト」は、大聖堂や修道院が密集するカトリック教会の本拠地でもあったが、カールからビスマルクに至るまで「数えきれないほどの襲来や抗戦、再建の舞台」となった。ここでは、フランスの王家がロートリンゲンとブルゴーニュという、神聖ローマ帝国との間の緩衝地帯を段階的に征服しようと試みた後に、アルプスの北側では対外的な防衛同盟である誓約同盟が、またライン川の河口付近ではハプスブルク家が戦略的拠点の確保に失敗した結果、連合諸州が独立を果たしたに過ぎなかった。これら以外の「都市ベルト」の諸都市が国家に包摂されたのは、ドイツとイタリアが統一される 19 世紀後半にまでずれ込んだのだ、と (*ibid.* 145-147).³

ロッキンが指摘したパラドックスは、確かに数多くの政治学者や社会学者の思考を大いに刺激した。例えば、同僚でもあった歴史社会学者のティリーは、ロッキンと同じく長期的な歴史的観点から、資源調達のための制度を組織化して強制力を拡充し、明確な支配領域を備える「国家」が (国民国家 [nation-state] とは区別して、「ナショナルな国家 [national state]」) とティリーは呼ぶ)、近世のヨーロッパにおける政治的単位として都市国家や連邦などに優越していったメカニズムを明らかにしようとした (Tilly 1990; Tilly and Blockmans

3 イタリアからアルプスを越えて北海やバルト海に至る地域の諸都市は、確かに 12 世紀末に織物、毛皮、香料などの交易や定期市の成立によって結ばれたが、地中海や大西洋を経由する海上交易や、都市相互間よりは個々の都市とその後背地との流通の比重が大きかった故に「ベルト」というひとまとまりの印象を与える形容は不適切だとする批判もある。Cf. (Nedreboin 2012)

1994). ティリーは、「国家」が形成されるには、軍事力と資本力のいずれが優先的に増強されるかによって様々なルートがあったと主張し、「都市ベルト」に位置する「資本集約型」(capital-intensive) のオランダの事例を強調したのである。しかし、ティリーの議論の重点は、近代以降の「国民国家」ではなく、それ以前に戦争の遂行に注力する「ナショナルな国家」が優越的に形成されたメカニズムの解明におかれていた。また、ロッキンも、そもそも 20 世紀の西欧各国でさまざまなヴァリエーションを伴って展開した大衆政治の起源を歴史的に探ろうとする意図から「概念地図」を完成させようとした。すなわち、ナポレオン戦争後にヨーロッパ全体の平和的秩序が回復されようとする文脈の中で成立した「立憲国家」に特別の注意が向けられたわけではなかったのである。

Ⅲ. ナポレオン支配とその影響

ナポレオン研究の分野においても、ヨーロッパの征服をカロリング朝と関連付けて議論する、ナポレオン自身にも由来する古くからの系譜が伝えられている (エリス 2008)。近年では、ナポレオン期のイタリアやフランスの歴史研究の第一人者の一人であるブローアズが、帝国の中核がこの「都市ベルト」にはほぼ即応していた、とする主張を展開した。ブローアズは、「ライン川、マース川、ローヌ川、ソーヌ川の大交易軸にポー川溪谷を加えた」「マクロ地域」は、カールの長子であったロタールがヴェルダン条約 (843 年) によって受け継いだフランク帝国の一部に相当し、かのフェルナン・ブローデルによって「不可能な領域」と呼ばれた地域でもあると指摘する。ブローアズによれば、他ならぬこの「ロタリングア地峡」(Lotharingian isthmus) が、ナポレオン支配から最も持続的な影響を受けた地域であった (Broers 2001)。都市のエリートがナポレオン法典の導入に同調し、都市周辺の農民も徴兵の要請に服従するなど、政策の受容が進んだ原因は、フランスの本拠地への地理的距離や征服された時間の長短ではなく、その土地に備わっていた特有の社会構造にこそあった、と主張したのである (*Ibid.*)。

支配の時間的長さという点から見れば、本稿が着目するライン川の流域は、ブローアズがいう「ロタリングア地峡」の一部であり、大陸の他の地域と比べて相対的により長くナポレオンの支配下におかれたと言えよう。オーストリア・ネーデルラントでは、1780 年代後半に啓蒙専制君主のヨーゼフ 2 世が強行した反カトリック教会政策に抵抗し、ブラバントの諸身分が古来、享受してきた特権の復活を掲げる運動がおこり、オーストリア軍を退けリエージュ司教を追放して独立するという経緯があった (「ブラバント革命」; Tilly 1993, 65-67)。その後、この地の領有をめぐりオーストリアとの間で勝敗を分け合った革

命フランスは、近隣のルクセンブルクと並び同地を95年に再併合した。それ以降、ベルギーの併合は確かに20年間の長きに及んだ(Grab 2003, 75-84)。神聖ローマ帝国の版図では、マインツ、ケルン、トリアの聖界諸侯やプファルツ選帝侯、帝国自由都市のヴォルムス、シュパイヤーなど、多くの帝国諸身分が併存していたライン左岸も、早期に革命フランスによって占拠された。プロイセンに続き(95年のバーゼル和約)、オーストリアもフランスの領有を(神聖ローマ帝国としても)認め(1801年のリュネヴィル和約)、ここでもフランスの直接支配が長期化した。

しかし、オランダのバタヴィア共和国を、弟の一人ルイを国王に据えて衛星国のホラント王国に転換した後(1806年)、大陸封鎖の強化を目論むナポレオンが、この王国をドイツ北部のハノーファやハンザ諸都市とともに本国に併合したのは1810年であった。また、ライン川の中流から上流域に位置したナッサウとバーデンは、神聖ローマ帝国の「陪臣化」と「世俗化」によって新たな領域を加え(ナッサウが公国にとどまったのに対し、神聖ローマ帝国の辺境伯であったバーデンは、バイエルンからプファルツの一部を得て選帝侯になっていたが、加盟時にさらに新領域を加えて大公国に格上げされた)、バイエルン王国やヴェルテンベルク王国などとともにナポレオンを守護者とするライン同盟に加わったものの(1806年)、両国はあくまでも自然国境の外側にある同盟国としての地位にとどめ置かれた、ともいえる。⁴ ナポレオンは、あたかも文明の伝道者のようにフランスの諸制度をヨーロッパ大陸に広めようとしたとも言われるが、⁵ ドイツ諸国に対してはフランス帝国との間に一線を画し、その利害を優先させることを忘れなかった(Ellis 2001)。ナポレオンの改革が大きな矛盾を内包していたことは、ライン川からは東に逸れるが、ヴェストファーレン王国の処遇にあからさまであった。ナポレオンは、ロシアとプロイセンを破った後、後者から割譲された領土などを元にして同王国を創建し(1807年に末弟のジェロームを王位につかせた)、この王国をライン同盟の一員としつつ、代議制の創設を含む憲法を導入するなど改革の優位を誇示する広告塔の役割を担わせた(Fehrenbach 1981, 70f)。しかし、実際のナポレオンは、同王国から数多くの地所を切り分けて(そこからの地代収入を)親族や有力な軍人に贈与し、王国の財政基盤を危うくもした(エリス 2008, 171f)。ライン同盟そのものが、ナポレオンにとってはフランス軍の駐留費用や兵力を補充するための収奪の道具でもあったとさえいわれる(Ellis 2001, エリス 2008)。このように、征服地を前にしたナポ

4 同盟の結成後にいったんは認めた加盟国の主権を軽視し、国内改革への介入の関心を強めたナポレオンの変化については、(Weis 1979)。

5 ヴェストファーレン王国の憲法案をジェロームに伝えた際、ナポレオンはこうも書き送った、と伝えられる。「賢明で自由な行政という恵みが施されたというのに、プロイセンの恣意的な支配の下に戻りたいと願う人民などあるものだろうか。ドイツやフランス、イタリア、スペインの人民は、国家市民の平等と自由な理念を希求しているのだ」と(cit. in Fehrenbach 1981, 66)。

レオンの意図が、必ずしも新たな諸制度の普及になかったとすれば、その支配期間の長短だけにに基づく近代化の成否の議論には限界があることになる。

失敗に終わったエジプト遠征から帰還した司令官のナポレオンは、ブリュメール 18 日のクーデタを敢行して第一統領となり（1799 年）、その統領職に終身制を導入した後にフランスの皇帝位についた（1804 年）。彼は、「革命は終わった」と繰り返しつつ権力掌握への階段を登り詰めていったが、他方では「私はフランス革命である」とも強調し、憲法を改める際には（民意の反映を制限する工夫を巧妙にこらしつつも）人民投票の実施を怠らず、人民主権と代表民主制の建前を守り続けようとした（cit. in Fehrenbach 1983, 16; Fehrenbach 2008, 38f.）。ナポレオンが帝国に確立した中央集権的な行政システムは、衛星国や同盟国においても導入されれば、資源の効率的な徴収にも役立つはずであった。さらに彼は、私的所有権の絶対性の上に近代の社会秩序を構築した民法典の編纂にも積極的に加担し、自らの名を冠して呼ばれるようになるこの法典を帝国外にも広めようとした。衛星国のみならず同盟国の行政組織や社会秩序をフランス帝国でのあり方と一致させることによって、大帝国の安定がはかられようとしたともいわれる（Fehrenbach 1981, 65f.）⁶。しかし、古くはトクヴィルが指摘したように、行財政機構の集権化は絶対王政期から取り組まれ続けてきた課題であった。また、ナポレオン法典が描いた社会秩序も、封建社会にまつわるあらゆる特権を廃止し、古来ではなく自然に与えられたものとされた「人間および市民の権利」を謳い、ギルドや社団を禁じ、教会からその所有地を没収するなどの大革命の成果をあくまでもその前提として築き上げられるべきであった。ナポレオンがその都度、抱いた戦略的意図の如何にかかわらず、彼自身が近代化の巨大なうねりの中におかれていたとすれば、彼が支配地に及ぼした影響の深さは、ブローアズがいうところの「社会構造」、すなわち被支配地において政策を選び取る主体によってこそ左右されたといえようか。

IV. 政策としての近代化：オランダとバーデン， ナッサウ

西独を代表する著名な歴史家の一人であったニッパードアイは、ドイツ近代史の冒頭を次のように書き起こした。

「始めにナポレオンありき。近代ドイツの最初の基礎が敷かれた、19 世紀初頭の 15 年間におけるドイツ人の歴史と生活、経験は、この人物の圧倒的な影響の下におかれた。政治が運命であり、その政治とはナポレオンの政治、すなわち戦争と征服、搾取と抑圧、帝

6 自然国境の外側に樹立された姉妹共和国は、革命の理念に基づくというよりは、伝統的な勢力均衡の戦略に沿って作られた（Wunder 2001, 88）。

国と新秩序であった。諸民族とフランス以外の諸国家が取ることのできた選択肢は、適応と抵抗の間を揺れ動いた。生活のすべての局面が権力政治と外部からの圧力という旗印の下におかれ、まれにみる事態となった。国家と社会を鋳直す大改革もまた、好むと好まざるにかかわらずその刻印を帯びることになった。確かに、近代世界の基本原則はフランス革命とともに生まれ（同時代人にもそう意識され）、世界史に一つの画期を刻み込んだ。しかし、ドイツ人にとって旧秩序の転覆は、ナポレオンの下での軍事帝国の形をとって現実に体験された。イデオロギーにとらわれて権力の現象に目を塞ぎ、社会の動きや『国内』政治、あるいは構造にのみ注意を傾けようとする者だけが、この基本的な事実を軽んずることになる。」(Nipperdey 1983, 11)⁷

ここでは、イギリス、プロイセン、オーストリアの諸大国に対し、ナポレオンが自然国境たるライン川の向こう側にしつらえた緩衝地帯に位置したドイツのバーデンとナッサウ、そしてドイツ以外ではオランダを比較しつつナポレオン支配下のエリートが追求した「近代化政策」について検討してみよう。⁸ バーデンは、バーデン・ドゥルラハのカール・フリードリヒの治世（最初は辺境伯、後に選帝侯をへて大公）にその領域を拡張した、当時のドイツの「中規模国」の一つである。プロテスタントのカール・フリードリヒは、近隣のバーデン・バーデンにあって途絶した同じくツェーリングゲン家に属するカトリック家系

7 訳出した一節の最後の文が、同じく有名な「社会史」学派のリーダーの一人、ヴェーラーを揶揄していることは一目瞭然である。両者は、とりわけ国家統一後のドイツ帝政の歴史とその評価をめくり熾烈な論争を繰り広げた。ドイツ史学の嫡子ともいべきニッパルダイは、伝統的な歴史主義の立場から近代ドイツの歩みを主として政治史として叙述した。これに対して、ヴェーラーは、社会科学の諸分野、なかでも近代化論の枠組みを積極的に参照しつつドイツ近代史を経済、社会的不平等、政治的支配、文化という社会の4つの「軸」に沿った発展のプロセスとして分析しようとした。その4年後に刊行が始まった彼の『社会史』第1巻の本論は次のような意趣返して始まる。「始めには何の革命もなかった。英、仏、合衆国の歴史が、17世紀、18世紀の諸革命から真に根本的な意味での刻印を与えられたゆえに、これらの国々の近代における発展はこれらの諸革命を断絶としてそこから始めることができるのに対し、同時代のドイツ史にはそのように劇的な切れ目が欠けている」(Wehler 1987, 35)。と、学問を裏付ける価値観も対照的であった。ニッパルダイが保守支配層に同情的であったのに対し、ヴェーラーの分析は厳しく批判的であり、ドイツ近代史を英米とは異質の、ナチズムへと至る「特殊な道」として構成し、糾弾する姿勢を崩さなかった。本稿が論ずる時代についても、プロイセンとライン同盟の改革に与える評価は対照的だが、両者間の相違は本稿のテーマとは直接には関わらない。Cf. (Sperber 1991)。

8 フェーレンバハは、例えばドイツにおいては19世紀半ばによく顕著な形をとった工業化に注目する「近代化」の「比較構造分析」が、「政治的行為」の領域を軽視しがちである、と論じたうえで、少なくとも19世紀初頭におけるドイツの「改革国家」の場合は、「主体の役割」、すなわち、「近代化政策」において官僚と教養エリートが果たした役割が圧倒的であった、という(Fehrenbach 2008, 2)。60年代から70年代にかけて盛んに議論された「近代化論」にはさまざまな潮流があったが(Lepsius 1990)、上に紹介したロツカンは、当初は社会一般がたどる構造の機能的分化のプロセスとして近代化を捉える学派の流れから出発したものの、後には、A・O・ハーシュマンから強く影響されて主体の観点を国家と国民の形成モデルの構築に投入した。もっとも、そのロツカンも、具体的な歴史的画期における主体の役割に深く踏み込んだとは言いがたい。これとは異なり、近代化論の中には意図的な政治的作為のプロセスとして近代化を捉えようとする別の系譜もあった。

の領地を革命前に継承し、重農主義の立場から領内の経済の振興をめざす啓蒙絶対主義の君主であった。神聖ローマ帝国の解体とともに、周辺の君侯領や司教領、修道院、都市など、新旧の宗派を交えた帝国の多様な領域を新たに加え、面積にして4倍にまで拡大したバーデン大公国では、都のカールスルーエの官僚がカール・フリードリヒを支え、国家建設に着手することになった（Lee 1991）。

一方、ライン川とその支流のマイン川、ラーン川の合流域に所領を有したナッサウは、家門継承の取り決めに相互間で交わっていた三つの家系のうち、二つが帝国の解体を機に合体し、ライン同盟内では中規模に満たない小侯国群を率いた筆頭公国である。その家系の一つであり、プロイセンやイギリスの王家ともつながるオラニエ家は、オランダでは総督位を世襲するに至ったが、革命によってオランダを追われた後には帝国内に点在するわずかな所領を与えられたにすぎない。これに対し、ヴィースバーデンを都とするウージンゲン家がもう一つのヴァイルブルク家と合わさり、官僚に支えられて公国全体の近代化をめざす改革に着手することになった（Anderson 1991）。しかし、長年、枢密顧問官を務めたクルーゼ（Karl von Kruse）男爵が、ライヒに対する忠誠心を篤くする余り、同家がライン左岸で失った領土の代償を対岸の聖界諸侯領から積極的に求めず、さらなる国土拡大の機会をヘッセン・ダルムシュタットに奪われたともいわれる（*ibid.* 227）。そしてナッサウ公国の領土も、ライン川対岸のマインツ選帝侯のような司教座や、東のフランクフルトなどの商業都市を擁せず、バーデンと同じく農村地域であった。

ドイツでは官僚や法学者の団体が「上からの官僚的革命」（Wehler 1987, 542）を進めたのに対し（Fehrenbach 1983, 36）、オランダにおいて近代化政策に携わったのは都市の住民を代表する「愛国者」と呼ばれたリーダー達であった。かつてスペインとの長い抗争に決着をつけて独立を果たした連合諸州は、17世紀に繁栄の頂点を画したものの、早くも次の世紀には海上交易の主導権をイギリスに脅かされ、経済的にも衰退の道を辿り始めた。⁹ その中で、停滞を深めるオランダにおいても啓蒙思想が広まり、市民を中心に身分横断的に勃興した「愛国者」運動が、甚大な損害をもたらした第4次英蘭戦争での敗北を起爆剤として都市門閥の寡頭政を批判し、古来の「体制の回復」（Roegiers and van Sas 2006, 278）を訴えて総督のウィレム5世を追放するに至った（1785年）。この反乱はプロイセンとイギリスの介入によって収拾され、オラニエ家の総督はいったん復辟を果たすが、やがて愛国者は、革命フランス軍の支援を受けて帰還し、「人間と市民の権利宣言」を謳い、フランスに範をとった集権的な民主化を求める方向に転じた（1795年の「バタヴィア

9 スペインに対して立ち上がった7州では58の都市が決定にあずかり、その最有力のホラント州からは18の都市を代表する代議員が派遣された。16世紀初頭においてオランダの全人口の半数以上が互いに競い合う都市に居住していた（t Hart 1994, 200）。

革命)」。彼らは、制憲議会の選出を経て憲法の制定をめざしたものの、議会内の連邦派ならびに州や都市からの反対のために草案の審議は遅延を重ねた。諸州を廃して新たにデパルトマンを設け、教会やギルドなどの身分制的特権を廃止するなど、フランスの95年憲法を模した新憲法は、革命後に3年間を費やし、パリからの介入を待って初めて成立したのである。

イギリスとの一時的な休戦の後に皇帝位についたナポレオンが、衛星国や同盟国から求めたのは、資金や物資とならびなによりも兵力であった。ライン同盟は、1808年の時点で12万6千人の兵員の提供を義務付けられた(Grab 2003, 95)。小侯国全体に割り当てられた負担を背負ったナッサウも、常に人口の2%を徴兵せざるを得なかった(Anderson 1991, 233)。また、かつて海上貿易の覇権をイギリスと競ったオランダも、その資金調達力とイギリス侵攻のための保有船舶の投入を期待された。すでにバタヴィア共和国は、フランスから姉妹共和国としての承認を得るためにハーグ条約を締結し、賠償金1億ギルダーを支払い、マーストリヒトなど領土を割譲し、秘密条項で2万5千人の仏軍の駐留を認めていた(Grab 2003, 62)。ナポレオンは、憲法の制定後に政情を不安定化させた共和国をきらい、議会を排除する形で新憲法を制定させ(1801年)、州を復活させる一方、愛国者を権力の座から退け、旧支配層の復帰を促したのである。

しかし、すでに上述したように、ナポレオンはフランス帝国の利害を最優先しつつも、衛星国や同盟国に対しフランスの近代国家モデルの受容までも求めた。すなわち、ヴェストファーレン王国において着手されたように、集権的な国家行政機構の構築とならび、私人(市民)間の対等な関係を律するナポレオン法典の導入、そして市民の政治的権利を定める憲法の制定である(Fehrenbach 2008, 82-94)。一方、被支配地のエリートも、国家としてのまとまりを構築して対外的に保持し、財政的な存続の基盤を打ち立てるにはこれらの課題に積極的に取り組まざるを得なかった。逆に支配者ナポレオンの存在やその要請は、リーダーが改革を進めようとする際には国内に向けて改革を正当化するための道具ともなった。

もっとも、近代国家モデルのこれらの三つの要素の導入は、すべてが同時に追求され、並行して進められたわけではない。例えば、オランダでは、ナポレオンが皇帝となる以前にすでにバタヴィア共和国が憲法を備えていたし、その創設が主として目指されたのは全国的な税・財政制度であって地方統治のための官僚機構ではなかった(Poell 2016)。また、州や都市の連合体であるオランダにおいてナポレオン法典を導入する際に生じる障害は、農村社会を主体とするバーデンやナッサウの場合とはまったく異質でもあった。オランダでは貴族の影響力は小さく('t Hart 1994, 198)、カルヴァン派を国教会としつつも宗教的寛容が広まっており、排斥すべき特権は貴族や教会よりもむしろ都市のギルドのそれで

あった（Schama 2005, 259-261）.¹⁰ 一方、フランス革命の後に編まれたナポレオン法典が、均等分割相続の原則に基づいて個人の所有権を守ろうとしたのに対し、ドイツではナポレオン法典を手段として初めて大土地所有が解体されなければならなかった。にもかかわらず、法典が所有権の絶対性を前提としたために、貴族が土地所有を介して農民を縛ってきたさまざまな特権の束を解きほぐし、それらを法典が定める権利として規定し直すのは厄介な課題となった（Fehrenbach 2005, 90-92）。

したがって、改革を掲げるバーデンとナッサウの官僚の前に立ちはだかったのは、貴族、とりわけ陪臣化されたにもかかわらずかつては帝国身分として有した諸特権をライン同盟規約によって温存されたシュタンデスヘル（Standesherr）であり、彼らの処遇をめぐって苦し紛れともいえる工夫が凝らされた。バーデンでは、枢密顧問官ブラウアー（Johann Nikolaus Friedrich Brauer）が、ナポレオン法典の導入（1809年）による法的統一の確立を掲げつつも、「附則」を設けて領主の諸特権を維持し、むしろ「封建制を法典の中に取り込んだ」（Fehrenbach 1983, 104-114）。ブラウアーは、私法の領域を公法のそれから峻別し、市民が法の前で平等であるにもかかわらず諸身分の間を政治的に区別し続けることが可能だと考えたのである（*ibid.* 56）。これに対し、ナッサウ公に仕えた法学者のアルメンディングン（Ludwig Harscher von Almendigen）は、一小国のナッサウだけではナポレオン法典の導入を含む近代国家モデルの実現は難しいと考へ、当初はライン同盟の加盟諸国間の調整を企図した。しかし、中規模国から参加を拒絶され、近隣諸国との調整も実らず、公国単独による法典の一部の適用「停止」を提案するに転じた（1811年）。彼は、法典の十全な運用を可能にするような市民社会が将来のナッサウにおいて出現することを信じ、それに望みを託した、といわれる（*ibid.* 121-133）。実際は、クルーゼの後任となったマルシャル（Ernst Franz Ludwig Marschall）男爵が、領主から農村共同体における裁判権を奪ったほか、その人身支配権を廃止し、土地の所有権を領主と小作農民との間に分割した上で国家が双方から徴税する仕組みを作り上げた（一領主としてのナッサウ家の所領もその例外とはされなかった）（Anderson 1991, 235-241）。こうして、近代の租税国家としての最初の礎が築かれた。

同様に、飛躍的に領土を拡大したバーデンの近代化政策も、ナポレオン法典の導入を通じてではなく、ナポレオンにならった行政機構の構築によって推進された。ブラウアーを継いで改革の主導権を握ったライツェンシュタイン（Sigismund von Reitzenstein）男爵が、

10 1801年に憲法が改正された後には、アムステルダムを初め各都市が競ってギルドを復活させようとした（Poell 2016, 309f.）。なお、オランダでの法典統一化の試みはバタヴィア共和国で始まっていたが、地域の慣習法を尊重する立場からの反対が根強く残り、実現されたのはホラント王国の時期であった（1809年）。刑法典は1810年に導入されたものの、早くも後のオランダ王国時に廃止された。民法典の導入に伴う主な争点は、婚姻に関する家族法の規定にあった（van der Burg 2015）。

急速な財政の悪化に直面したこともあり、なおも啓蒙絶対主義の枠内にとどまっていた前任者の改革を飛び越える改革を矢継ぎ早に打ち出した。すなわち、中央政府を合議制ではなく所轄原則によって再編するとともに、領土をほぼ均等な広がりをもつ郡に分割し、それぞれに郡長 (Kreisdirektor) をおいて地方統制の要とし (ナポレオンがデパルトマンにおいて知事に照応する)、都市や農村の共同体をその監督下においたのである (Nolte 1990, 145-148)。¹¹ 派遣先のパリからカールスルーエに召喚されたダールベルク (Emmerich Joseph von Dalberg) 男爵の下で並行して進められた財政制度の改革も、このライツェンシュタインの行政改革を財政面から補強するものとなった (Ullmann 1984)。裁判権を失った領主は (1813年)、国家に対する納税の義務を負うことにもなったのである (1812年)。

これに対しオランダの場合は、かつて愛国者運動に身を投じたシンメルペニク (Rutger Jan Schimmelpenninck) が共和国の「法律顧問」 (Raadpensionaris; Grand Pensionary) に就任して発足した新体制の下、ゴゲル (Isaac Jan Alexander Gogel) 財務長官が財政制度を抜本的に改めることによって近代国家の枠組みが作られた (1805年)。オランダは、すでに連合諸州の時代から度重なる戦争が残した債務の累積に苦しんでいたが、ナポレオンから求められた軍事負担がそれに拍車をかけ、バタヴィア共和国では発足から 1803年までの間に国家債務が7億6千万から11億2千6百万ギルダーへと膨張していた (Grab 2003, 66)。ゴゲルの改革は、ホラント州が突出して負担してきた累積債務を全州が共同で担う単一の債務に融合する一方 (amalgama)、州や都市が個別に課すために経済活動の妨げとなっていた税制度に共通の基準を設けるものであった。¹² 革命の当初から集権的な国家モデルの導入には反対であったが、オランダ全体での債務の統合を唱え続けてきたシンメルペニクに、元来は集権派の愛国者であったゴゲルが、税・財政制度改革の実現を期して同調したのであった (Poell 2016)。^{13, 14}

オランダとは異なり、ナポレオンの支配下におかれたライン同盟の諸国家は、近代化政

11 フェーレンバハは、バーデンにおけるブラウアーからライツェンシュタイン、ナッサウにおけるアルメンディンゲンからマルシャルへのより急進的な改革への急展開を、法務官僚から行政改革官僚への主導権の交代に結び付け、そこに並行性を指摘している。Cf. (Fehrenbach 1983, 36, 131f.)

12 新たに設けた地籍委員会による調査をもとにした地租などの直接税を課し、税の負担を富裕層に対してより重く配分したほか、国の徴税機関を新設して徴税の効率化をはかるものであった。Cf. (Grab 2001, 177-181).

13 ナポレオンが後にホラント王国をフランスに併合した際、債務の3分の2を向こう300年間に償還すべき債務として借換えの扱いとし、当面は残りの3分の1の債務の弁済を続けさせたが、それでも累積債務は当時のGDPの147%に相当し、利払いはその3.7%に達した (van Zanden and van Riel 2012, 59)。

14 ゴゲル財務相の他に当初は4名の大臣 (戦争, 海上, 外務, 内務) が任命され、各大臣の下に積年の懸案であった制度改革の実現に向けて官僚が増員された。中央の官僚制はホラント王国となっても拡充を続けたから、ナポレオンの強い圧力下にあったとはいえ法律顧問の時期はオランダ近代国家形成への「分水嶺」と呼べるのかもしれない。Cf. (Schama 2005, 466-477)。

策に着手し、その推進を図った後に初めて成文の憲法を制定するに至る。当時のドイツの文脈では、「行政」（Verwaltung）は「憲法」（Verfassung）の下位概念というよりもむしろその中核をなし、バーデンやナッサウにおいては何よりも寄せ集められた領域を統合して新しく国家を構築するために（言葉としては *Konstitution* がよりの確といえようか）、集権的な行政機構の構築が優先されたことを考えれば驚くにはあたらないかもしれない。バーデンが制定に至ったのはようやく 1818 年のことである。¹⁵ バーデン大公は、「余と国家市民との結びつきをいっそう深く結びつける」ことを目指す、と述べて、すでにその 10 年前に憲法の発布を予告していた（cit. in Fehrenbach 2008, 88）。その間、官僚は貴族身分との間に協議の場を設けることなく、一方的に国家機構の構築を進めた（Lee 1991; Nolte 1990, 170-172, 177-181）。しかし、ナッサウでは、マルシャルがウィーン会議の開催に間に合わせるように憲法の起草を急ぎ、後のドイツ連邦ではナッサウが最初の制定国となった（1814 年）。¹⁶ この違いはどこから生じたのだろうか。官僚による「上からの革命」が、「国家市民」の代表とならび、身分の代表をも含む議会の開設を定めた憲法の制定へと至った経緯に着目することが必要となる。

V. 戦後の秩序回復と立憲国家の成立

ヨーロッパ大陸に拡大を続けた、さしものナポレオン帝国も、大陸封鎖によってイギリスを屈服させ切れないままイベリア半島への侵攻を泥濘化させ、ロシア戦役において損耗の限りを尽くしてその勢いに陰りを見せ始めた。一方、プロイセンが解放戦争に立ち上がったのに続き、ついにオーストリアも中立を捨てて対仏同盟に加わり、ナポレオンはライプツィヒにおける諸国民戦争で決定的な敗北を喫したのである（1813 年 10 月）。

フランス革命に続くナポレオン戦争の四半世紀を経たヨーロッパに秩序を回復するには、国家の統治原理を規定し直すとともに、国境を引き直して諸国家の間に秩序を回復しなければならなかった。オーストリアの外相メッテルニヒが主役となり、ナポレオンの退位後にルイ 18 世が復位したフランスに 1792 年の時点での国境を認め、フランスを交えた 5 大国の間で勢力の再均衡がはかられた（1814 年 5 月）。国際秩序を解放された諸国民の間

15 ナッサウにおいても、ナポレオン法典の導入にあたっていたアルメンディンゲンは、マルシャルから憲法の起草を命じられた際、私法上の規律が結局は市民の政治的権利の保障にまで及ぶものの、社会の現実がそれからは程遠いことを理由として憲法の制定に反対した。Cf. (Fehrenbach 1983, 132).

16 ライン同盟に設立当初から加わった中規模国筆頭のバイエルンは、1808 年に前年のヴェストファーレン王国の先例に倣い、憲法（Constitution）を制定したが、実際に議会が招集されることはなかった（Fehrenbach 1983, 71）。1818 年に二院制を定める新憲法が改めて発布される。

の関係としてではなく、王朝間の交渉を通じて立て直すことは、多民族帝国たるオーストリアにとっても死活の要請であった。ウィーン会議が始まった後、ナポレオンがエルバ島から脱出し、百日天下のエピソードが続いたものの（1815年3月～6月）、二度目のパリ条約（同年11月）によってフランスは若干の領土を失うにとどまり、イタリア半島やイベリア半島においても旧王家や旧公家が復帰を果たした。

しかし、革命を繰り返さないためには、解放戦争で多大な犠牲を強いられた人々を考慮しない文字通りの復古は考えられなかった。ウィーン会議後のライン沿岸地域においても、革命前の国家がそのまま再現されたわけではない。確かに、フランスをモデルとしたヘルヴェティア共和国は内部対立に悩み、ナポレオンの調停によってカントン間の同盟が結び直された。だが、新たな同盟にはかつて有力カントンに従属していたカントンが対等の地位を得て加わった（13のカントンから成っていた誓約同盟のメンバー数が19となった）。さらにナポレオンの没落後には、フランス帝国内に併合されていた地域も加わり、22を数えるカントンが同盟を更新し、5大国によってその永世中立と領土の不可侵が承認された（Grab 2003, 115-122）。¹⁷ また、フランスに併合されていたオランダでは、総督職を追われたまま客死したウィレム5世の子がオラニエ派の門閥のお膳立てによって新国王に迎えられ、オランダ王国が成立した（de Haan 2020）。フランスに対する緩衝国としての役割をイギリスが強く期待し、オーストリア領であった南部のネーデルラントが王国の一部に直ちに加えられた。

その上、プロイセンが、西方の飛地となった国土の西端の一部をフランスと接することになった。¹⁸ これに対し、ライン流域から東に退いたオーストリアは、このプロイセンとともにライン同盟諸国を含む新しい枠組みをドイツに創設しなければならなかった。メッテルニヒにとっては、ヨーロッパに戦後秩序を再建するにあたり、神聖ローマ帝国解体後のドイツにも早くから関心を注いでいたイギリスとロシアを牽制し、ドイツ諸侯の側に主導権を取り戻すことが肝要であった（Press 1995）。

解放戦争後には国民意識が高揚し、統一国家を求める声が強まる一方、会議の開催の前に神聖ローマ帝国の国制を参照してさまざまな体制構想が論じられたが、結局は、独立と不可侵性を保障された加盟諸国（4自由都市を含む40余の邦国）が、ドイツ内外の安全と平

17 バーゼルの名士であったオックス（Peter Ochs）や、ベルンからの独立を掲げていたヴォー出身のド・ラ・アルプ（Frédéric-César de La Harpe）など、革命の理念に共鳴し、ゲマインデやカントンの共同体を越えて集権国家における個人の自由と平等の実現を求めたリーダーはいまだ少数勢力であった。Cf. (Lerner 2008, 307-309)。

18 プロイセン国王が繰り返し予告した憲法の制定は実現されなかったが、ライン流域には、ユーリヒ・クレーフェ・ベルクとニーダーラインの二つの県（プロヴィンツ）が設けられた。バイエルンもライン川左岸にラインクライスの飛地をもってフランスに接した。



出典： https://de.wikipedia.org/wiki/Datei:Europe_1815_map.de.png.

和を目的に掲げてゆるやかな国家連合を形成した。このドイツ連邦の成立には、諸国民戦争後に相次いでオーストリアとの間で条約を結び、ライン同盟の解体後もその領土と主権の保全を主張した中規模諸国が、プロイセンを牽制しつつ国家連合をめざすメッテルニヒを後押しすることになった（Fehrenbach 2008, 130-134; Duchhardt 2013, 102-107; グルーナー 2008, 65-71）。

ライン同盟が解体する中、憲法の制定を急いだのはナッサウであった。ナッサウの領内にもライン同盟が認めた「シュタンデスヘル」としてその所領を保持するかつての帝国騎士が、再び政治的特権の奪回を図る構えを見せた。しかもナッサウは、対仏同盟に参加するにあたり拠出を求められた多額の分担金を、公家の所領収入を担保として借り入れなければならなかった。そこでマルシャルが対峙したのが、まさにナッサウの著名な帝国騎士の家に生まれ、一時はプロイセン改革を牽引し、今や対仏同盟諸国の戦費調達を統括する地位にあった、かのシュタイン（Freiherr Karl von Stein）であった。革命の理念とナポレオン支配を断固として否定するシュタインは、ヨーロッパの秩序回復のために、大国間の勢力均衡とならび、国内においても貴族身分こそが維持すべき法的秩序がもつ意義を強調していたのである。マルシャルは、公家の所領が差し押さえられ、公国が税収に頼らざるを得なくなった場合に、貴族身分が支配する議会の立法によって国家財政が左右される事態を恐れた。1814年9月にナッサウ公によって発布された憲法は、身分としての貴族で

はなく高額納税者が構成する議会を提案したマルシャルと、貴族院としての議会の設置を求めたシュタインの両者が妥協した結果、二院制を定めるものとなった (Anderson 1991, 241-247; Jäger 1993, 83-87).¹⁹

1815年6月に成立したドイツ連邦の設立を定める連邦規約にも、身分制議会を求めるシュタイン、ハルデンベルグらプロイセンの交渉担当者と、国家主権を主張してそれに抵抗する中規模国との間のせめぎ合いが痕跡を残した。当初は、連邦レベルにおいてもさまざまな機関の設置が提案されたが、国内政治への介入をおそれた中規模国の反対論もあり、フランクフルトに「連邦議会」だけが設けられた (オーストリアが議長国を務める)。また、「身分制議会」(Landstände) については、連盟規約の13条が、全加盟国における憲法の成立をあいまいな文言を用いて予告するにとどまった。²⁰ だが、ナッサウのような切迫した状況にはなかったものの、1808年に急速に財政が悪化したバーデンも、成文憲法の制定によって対外的信用力が高まることを期待して1818年に欽定憲法を発布した (Berding 1984)。あるいは、そもそも大公や官僚の専横から臣民の権利を守るため、行政から独立した司法部や代表機関を設ける必要性をブラウアーも最初から考慮していた点を考えれば、バーデンの憲法制定も時間の問題でしかなかったといえるのかもしれない (Wunder 1978, 169-173)。

さて、冒頭で設定した本稿の課題に立ち戻ろう。17世紀の三十年戦争以来となる四半世紀に及ぶ長い戦闘と破壊の後に、ヨーロッパは大国間に勢力を均衡させ、小国においては成分憲法の制定による国内政治の安定によって秩序を回復しようとした。²¹ とりわけ、神聖ローマ帝国の跡地では、憲法をもたず、連邦の東の外部に領土を残したオーストリアとプロイセンが相互に牽制し合いながらイギリスとロシアの関与を極力抑え、中小の立憲国家を加えてドイツ連邦を構成した。いわゆるウィーン体制は、オーストリアのメッテルニヒの主導によって反動の側面を強めていくが、大国間に協調の枠組みが維持されてヨーロッパ大の紛争が回避され、相対的に平和な時代を迎える。その中で、本稿が着目したライン川流域では、ナッサウに続き、オランダとバーデンもルイ18世^{シャルト}の憲章に範をとる欽定憲法を制定した (Sellin 2014; Prutsch 2020)。これらの国々のエリートは、ナポレオンの支配とそれに続いて諸大国が及ぼした制約の下に近代政策を進めなければならなかった。

19 シュタインの身分制構想について当該文脈に即して詳しく論じたものに (Wunder 1978, 139-161)。なお、ドイツ連邦の諸国家が採用した二院制については (Burg 1993)。

20 In allen Bundesstaaten wird eine landständische Verfassung stattfinden.

21 かつてP・シュレーダーは、19世紀のヨーロッパの国際関係が前世紀とは対照的に安定していたのは、国際関係のシステムそのものに変化があったからであり、その最も重要な要因として大国間の「中間体」(intermediary body)を指摘した。オランダ、スイス、とりわけドイツ連邦がその例とされている。Cf (Schroeder 1986)。

ナッサウとバーデンでは、官僚が新たな領土を統合する要請に迫られ、諸身分の特権を排除しつつ国家機構や制度を構築して社会への「浸透」を試み、その結果として憲法の制定に至った。もっぱら貴族身分への対抗や外部からの圧力に応じるために設置された議会は、後には台頭する市民層が君主に対してその専横を批判し自由権の拡大を求める場となる。²² オランダでは、愛国者運動が連合諸州に共和国に憲法をもたらした後、ナポレオンが介入を強めるたびに憲法が改正されて全国的な枠組みが形成され、フランスへの併合を経て立憲君主制の王国となった。ナポレオンの百日天下が終わった後、ウィーン会議において南部のネーデルラントが王国に加えられたが、長らくフランスに併合されていたこの地（ベルギー）のエリートの要求を受け入れ、さらに新たな憲法が制定されて議会（Staten Generaal）は二院制となったのである（de Haan 2020, 164; Roegiers and van Sas 2006, 307）。²³

近代以降への交渉デモクラシーの継受について考察するにあたり、そもそもナポレオンの支配が強い影響を残したライン川流域に注目するのは的外れであったろうか。あるいは、宗派間の紛争を解決するルールを定式化した神聖ローマ帝国の枠組みが解体し、新たに画定された領域ごとに近代国家が身分社会に対して構築され始めた時代をとりあげ、エリートが議회를初めとする近代国家の諸制度を運用して紛争を解決する端緒を探し出そうとするのが見当違いであろうか。確かに、集権的国家モデルを拒否した誓約同盟では、カントンごとに寡頭の支配が復活した限りにおいて、かつて宗派間の対立を解決に導いた、（個人ではなく）地域的集団を単位とするルールが変わることなく受け継がれたと推し量ることもできよう。一方、ベルギーを加えたオランダでは、連合諸州の伝統とは異なり、経済の復興と発展をめざす君主が立憲国家の一体性を高めるべく「ヒエラルヒッシュ」に主導権を発揮していく（その結果としてベルギーの分離独立を招く）。ちなみに、誓約同盟が近代的な連邦制国家へと変貌を遂げるのは、多くのカントンに代表民主制がもたらされた1830年を経て、世紀半ばのフランスに起こった2月革命の時期にまでずれ込んだ。

一方、神聖ローマ帝国の解体後に成立したドイツ連邦内の立憲国家においては、近代的議会は制度化され始めたばかりであり、身分制議会の性格をなおも強く残していた。ここでは、国家形成に伴う紛争の解決にあたり、君侯や官僚が「ヒエラルヒッシュな」様式を優越させていくのだろうか、あるいは台頭する市民層が貴族勢を凌駕しながら「政党間競

22 すなわち、そのような「浸透」ないし「統合」の試みが、ただちに「参加」をもたらす「正統性」を醸成したわけではなかった。国家が中間にある身分を越えて個人を直接に捕捉するにはさらに長い時間を要した。Cf. (Nolte 1990; Reinhard 2002)

23 オランダを対仏の防壁として位置付けるイギリスの意向が強く働いた結果、オランダはドイツ連邦には加わらなかったが、ウィレム1世はルクセンブルク大公国の君主を兼ねたから、その限りでドイツ連邦に関わることになった。

争」の様式を定着させることになったのか。それとも、近代国家を土台として、諸制度を円滑に運用するためにさまざまな主体の間で「交渉」の様式が編み出されていったのか。憲法が定める制度を用いて君主の権力を制約しようとするリベラリズムの動きと交錯しつつ、個別の国家を超えた国家への統一をめざすナショナリズムがウィーン体制を動揺させる中、自由化と民主化が展開した過程をさらに追跡することが求められよう。

参考文献

- Anderson, Barbara C. (1991), State-Building and Bureaucracy in Early-Nineteenth-Century Nassau, *Central European History* 24, 222-247.
- Broers, Michael (2001), Napoleon, Charlemagne, and Lotharingia: Acculturation and the Boundaries of Napoleonic Europe, *The Historical Journal* 44.1, 135-154.
- Burg, Peter (1992), Das Zweikammersystem in den deutschen Bundesstaaten, H. W. Blom, W. P. Blockmans, H. de Schepper (Hg.), *Bicameralisme. Tweekamerstelsel vroeger en nu. Handelingen van de Internationale Conferentie ter gelegenheid van het 175-jarig bestaan van de Eerste Kamer der Staten-Generaal in de Nederlanden*. Sdu Uitgeverij, Den Haag, 291-297.
- De Haan, Ido (2020), A Monarchical Regime based on Republican Antecedents: The Constitution of the United Kingdom of the Netherlands, Michael Boers and Ambrogio A. Caiani (eds.), *A History of European Restorations. Vol. 1 Governments, States and Monarchy*, London: Bloomsbury Academic, 159-169.
- Demel, Walter (1993), *Vom aufgeklärten Reformstaat zum bürokratischen Staatsabsolutismus*, München: R. Oldenbourg Verlag.
- Duchhardt, Heinz (2013), *Der Wiener Kongress. Die Neugestaltung Europas 1814/15*, München: Verlag C. H. Beck.
- Ellis, Geoffrey (2001), The Nature of Napoleonic Imperialism, Philip G. Dwyer (ed.), *Napoleon and Europe*, London: Longman, 97-117.
- Fehrenbach, Elisabeth (1983), *Traditionale Gesellschaft und revolutionäres Recht*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht.
- Fehrenbach, Elisabeth (1981), Verfassungs- und sozialpolitische Reformen und Reformprojekte in Deutschland unter dem Einfluss des napoleonischen Frankreich, Helmut Berding und Hans-Peter Ullmann (eds.), *Deutschland zwischen Revolution und Restauration*, Königstein/Ts.: Athenäum/Droste Taschenbücher Geschichte, 65-90.
- Fehrenbach, Elisabeth (2008), *Vom Ancien Régime zum Wiener Kongress*, 5. Auflage, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht.
- Flora, Peter with Stein Kuhnle and Derek Urwin (ed.) (1999), *State Formation, Nation-Building and Mass Politics in Europe*, Oxford: Oxford University Press.
- Gall, Lothar (1993), *Von der ständischen zur bürgerlichen Gesellschaft*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht.
- Grab, Alexander (2001), State, Society and Tax Policy in Napoleonic Europe, Philip G. Dwyer (ed.), *Napoleon and Europe*, London: Longman, 169-186.
- Grab, Alexander (2003), *Napoleon and the Transformation of Europe*, London: Palgrave Macmillan.
- Jäger, Wolfgang (1993), *Staatsbildung und Reformpolitik. Politische Modernisierung im Herzogtum Nassau zwischen französischer Revolution und Restauration*, Wiesbaden: Historische Kommission für Nassau.
- Lee, Loyd E. (1991), Baden between Revolutions: State-Building and Citizenship, 1800-1848, *Central European History* 24, 248-267.
- Lehmbruch, Gerhard (1996), Die korporative Verhandlungsdemokratie in Westmitteleuropa, *Schweizerische Zeitschrift für Politische Wissenschaft* 2, 4, 19-41.
- Lepsius, Rainer M. (1990), Soziologische Theoreme über die Sozialstruktur der "Moderne" und die

- “Modernisierung”, Ders. *Interessen, Ideen und Institutionen*, Wiesbaden: Westdeutscher Verlag, 211–231.
- Lerner, Marc H. (2008), Radical Elements and Attempted Revolutions in Late 18th-Century Republics, Andre Holenstein, Thomas Maissen, and Maarten Prak (eds.), *The Republican Alternative. The Netherlands and Switzerland Compared*, Amsterdam: Amsterdam University Press, 301–320.
- Nedreboin, Tore (2012), City-Belt Europe or Imperial Europe? Stein Rokkan and European History, *EUROPAEUS NORVEGICUS* 30. March.
- Nipperdey, Thomas (1983), *Deutsche Geschichte 1800–1866. Bürgerwelt und starker Staat*, München: Verlag C. H. Beck.
- Nolte, Paul (1990), *Staatsbildung als Gesellschaftsreform. Politische Reformen in Preussen und den süddeutschen Staaten 1800–1820*, Frankfurt a. M.: Campus Verlag.
- Poell, Thomas (2016), Local Particularism Challenged, 1795–1813, Oskar Goldenblom (ed.), *The Political Economy of the Dutch Republic*, London: Routledge, 291–320.
- Press, Volker (1995), *Altes Reich und Deutscher Bund. Kontinuität in der Diskontinuität*, München: Stiftung Historisches Kolleg.
- Prutsch, Markus J. (2020), Constitutional Monarchism in Post-Napoleonic Europe, Michael Boers and Ambrogio A. Caiani (eds.), *A History of European Restorations. Vol. 1 Governments, States and Monarchy*, London: Bloomsbury Academic, 109–120.
- Reinhard, Wolfgang (2002), *Geschichte der Staatsgewalt. Eine vergleichende Verfassungsgeschichte Europas von den Anfängen bis zur Gegenwart*, München: Verlag C. H. Beck.
- Roegiers, J. and N. C. F. van Sas (2006), Revolution in the North and the South, 1780–1830, J. C. H. Blom and E. Lamberts (eds.), *History of the Low Countries*, New York: Berghahn Books, 275–288.
- Schama, Simon (2005), *Patriots and Liberators. Revolution in the Netherlands 1780–1813*, London: Harper Press.
- Schroeder, Paul (1986), The 19th-Century International System: Changes in the Structure, *World Politics* 39.1, 1–26.
- Sellin, Volker (2014), *Das Jahrhundert der Restaurationen. 1814 bis 1906*, München: Oldenbourg Verlag.
- Sperber, Jonathan (1991), Master Narratives of Nineteenth-Century German History, *Central European History* 24, 69–91
- ’t Hart, Marjolein (1994), Intercity Rivalries and the Making of the Dutch State, Tilly and Blockmans (eds.) (1994), 196–217.
- Tilly, Charles (ed.) (1990), *Coercion, Capital, and European States AD 990–1990*, Cambridge, MA: Basil Blackwell.
- Tilly, Charles (1993), *European Revolutions 1492–1992*, Oxford: Blackwell.
- Tilly, Charles and Wim P. Blockmans (eds.) (1994), *Cities and the Rise of States in Europe, A. D. 1000 to 1800*, Boulder: Westview Press.
- Ullmann, Hans-Peter (1984), Zur Finanzpolitik des Grossherzogtums Baden in der Rheinbundzeit: die Finanzreform von 1808, Eberhard Weis (ed.), *Reformen in rheinbündischen Deutschland*, München: R. Oldenbourg Verlag, 99–120.
- Van der Burg, Martijn (2015), Cultural and Legal Transfer in Napoleonic Europe: Codification of Dutch Civil Law as a Cross-national Process, *Comparative Legal History* 3: 1, 85–109.
- Van Zanden, Jan Luiten and Arthur van Riel (2012), The Development of Public Finance in the Netherlands, 1815–1914, Jose Luis Cardoso and Pedro Lains (eds.), *Paying for the Liberal State. The Rise of Public Finance in Nineteenth-Century Europe*, Cambridge: Cambridge University Press, 57–65.
- Wehler, Hans-Ulrich (1987), *Deutsche Gesellschaftsgeschichte 1700–1815*. Erster Band, München: Verlag C. H. Beck.
- Weis, Eberhard (1979), Napoleon und der Rheinbund, Armgard von Reden-Dohna (ed.), *Deutschland und Italien im Zeitalter Napoleons*, Wiesbaden: Franz Steiner Verlag, 57–80.
- Wunder, Bernd (1978), Landstände und Rechtsstaat. Zur Entstehung und Verwirklichung des Art. 13 DBA,

Zeitschrift für Historische Forschung 5, 139-185.

Wunder, Bernd (2001), *Europäische Geschichte im Zeitalter der Französischen Revolution 1789-1815*, Stuttgart: Verlag W. Kohlhammer.

ウィルソン, ピーター H. (2005) 『神聖ローマ帝国 1495～1806』 岩波書店.

エリス, ジェフリー (2008) 『ナポレオン帝国』 杉本淑彦・中山俊訳, 岩波書店.

グルーナー, ヴォルフ D. (2008) 『ヨーロッパのなかのドイツ 1800-2002』 丸島宏太・進藤修一・野田昌吾訳, ミネルヴァ書房.

平島健司 (2020), 「西中欧の政治を考える」『社会科学研究』 71 卷 1 号, 121-138.